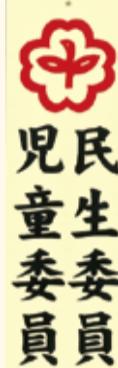


支えあう 住みよい社会 地域から!

皆さんが住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう
それぞれの地域で、さまざまな活動をしています。

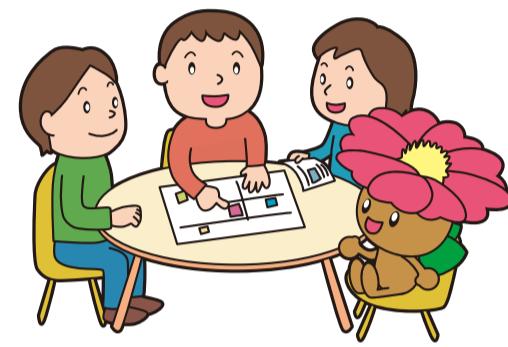
民生委員・児童委員とは?

民生委員法に基づいて、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。社会福祉増進のため地域にお住まいの方から選ばれ、身近な相談相手として活動しながら関係機関への「つなぎ役」を担います。給与の支給はなく、無報酬でボランティアとして活動しています。また、すべての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、子育てに関する様々な相談や支援も行っています。



主任児童委員とは?

民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣に指名されて、児童福祉に関する活動を専門に担当しています。いじめ・不登校・児童虐待など相談内容に応じて、地域の関係機関と連携を図り、地域担当の児童委員の活動をサポートしています。



どんな相談に
のってもらえるの?



相談内容は秘密に
してもらえるの?

「子育ての悩み」「家族の介護のこと」など、住民の生活上の相談に対応します。

ひとり暮らしの高齢者宅訪問、声掛け、見守り活動に加えて、住民に心配ごとや困りごとがある場合には必要な支援先への「つなぎ」を行います。

「子どもの登下校時などの見守り」「学校や自治会の行事のお手伝い」「災害における要援護者の支援体制づくり」などを行います。

民生委員・児童委員、主任児童委員は、秘密を守る義務が法律で決められています。個別の相談など、活動を通じて知りえた個人の秘密は守られます。この義務は、民生委員・児童委員、主任児童委員の退任後にも及びます。



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

